

「持続可能な福祉社会」とベーシック・インカム

京都府立大学福祉社会学部教授
小沢 修司

はじめに

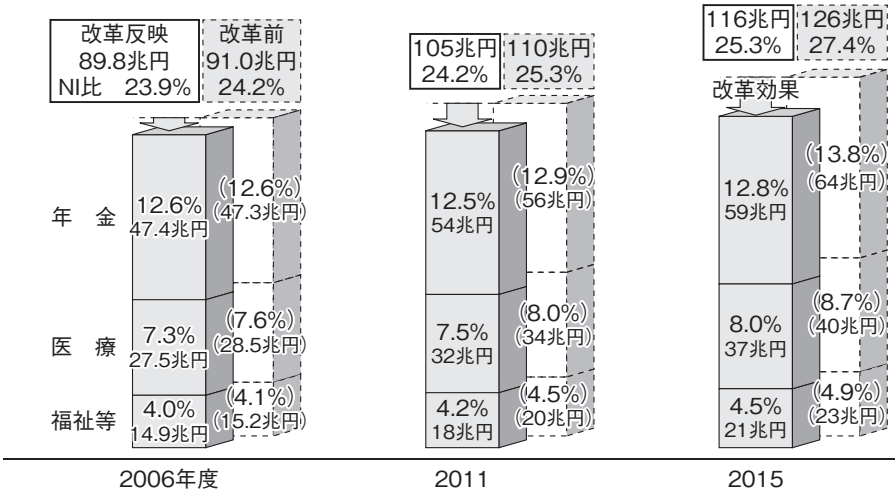
本稿は、「持続可能な福祉社会」を実現するためのナショナルな所得保障制度として、「すべての人に所得の保障を」というベーシック・インカム（以下、BIと記す）構想を位置付けたうえで、そのBIの「持続可能性」を探ろうというものである。

検討の順序は次のようである。まず、2006年5月26日に政府官房長官が主宰する「社会保障の在り方に関する懇話会」が出した最終報告書（以下、「報告書」と記す）を取り上げて検討する。「持続可能な社会保障制度」を目指すということが正面から謳われているからである。報告書の言う「持続可能な社会保障制度」とは何なのかを明らかにしたうえで、これからの社会保障制度が持つべき「持続可能性の条件」について考えたい。ついで、BIの「持続可能性」の検討に入る。「すべての者に所得を保障すると働かない怠け者が増え、勤労所得に財源を求めているBI構想は破綻する、すなわち持続可能ではない」というBI批判を念頭に置きながら検討を進めることにしたい。

1. 「給付と負担のバランス」論で示される「持続可能性」

「社会保障の在り方に関する懇談会」が出した「報告書」の問題意識はこうである。「社会保障制度を将来にわたり持続可能なものとしていくため、社会保障制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な

図1 社会保障の給付の見直し (「今後の社会保障の在り方について」報告書)



注1) 前面のグラフは、2004年年金制度改革、2005年介護保険制度改革及び2006年医療制度改革案の効果を織り込んでいる(改革反映)。背面のグラフはこれらの改革が行われなかった場合(改革前)。
 注2) 経済前提はAケース。

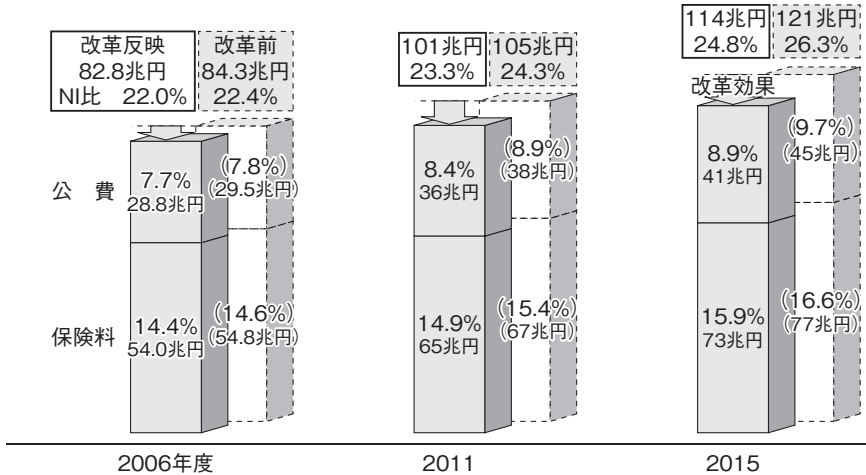
(出所)「社会保障の給付と負担の見直し——平成18年5月——」厚生労働省、より。なお、注2にあるAケースの経済前提とは、2011年度までは「構造改革と経済財政の中期展望—2005年度改定 参考試算」(2006.1.18)を、2012年度以降は2004年の年金財政再計算を用いた「並の経済成長」のことである。

見直しを行う必要がある」と言うのである。文章をそのまま読めば、「税、保険料等の負担と給付の在り方」ならびに「社会保障制度全般についての一体的な見直し」を行うことが、「社会保障制度を将来にわたり持続可能なものとする」ことができるということになる。そこには、現行の社会保障制度は「持続可能」なものであって、「負担と給付の在り方」の見直しをすれば「将来にわたっても持続可能になる」との認識が示されているようである。

以下、「報告書」に即して検討してみよう。

この「報告書」のポイントは、「改革後の姿を反映した給付と負担の将来見直し」を示して、「給付と負担の在り方」を検討している点にあるとされる。「改革後の姿」で言う「改革」とは、2004年度以降、年金、介護保険、医療制度

図2 社会保障の負担の見通し（「今後の社会保障の在り方について」報告書）



注1) 前面のグラフは、2004年年金制度改革、2005年介護保険制度改革及び2006年医療制度改革案の効果を織り込んでいる(改革反映)。背面のグラフはこれらの改革が行われなかった場合(改革前)。
 注2) 公費は、2009年度に基礎年金国庫負担割合が1/2に引き上げられたものとしている。
 注3) 経済前提はAケース。

(出所) 図1と同じ。

にわたって行われてきた「改革」であり、したがって「改革後の姿」とはこれら「改革」の効果を数字で表したものとなる。こうして示されたのが、2015年度における「給付と負担の見通し」である(図1、図2)。曰く、「改革」が行われなかったとしたら社会保障給付は126兆円になるところが「改革効果」として116兆円に節約される、対応する負担も121兆円かかるところが114兆円で済む、云々。ところが、ここには大きなごまかしが存在している。

まずはこの間に行われてきた「改革」とはどのようなものであったのかを確認してみたい。

2004年の年金制度改革は、給付の伸びを抑制するために「マクロ経済スライド」なるものを導入し、年金保険料を2017年度まで段階的に18.3%まで引き上げた後、将来にわたって固定(この改革が行われなかったら25.9%までの引き上げが必要であったと強調される)、基礎年金の国庫負担割合を2009

年度までに2分の1に引き上げる(2006年度予算では約35.8%)というものであった。

2005年の介護保険制度改革は、給付費の急増を回避し保険料負担の上昇を抑制するとして、介護予防への重点化、地域ケア推進のための新たなサービス体系の創設を行い、在宅と施設の給付範囲の不均衡を是正するとして食費・居住費を保険給付から外し利用者負担増を求めた。2006年には介護報酬のマイナス改定を実施している。

2006年6月に法律が成立した医療制度改革は、医療費膨張の主因が高齢者医療にあるとして、現役並み所得(夫婦2人世帯で年収520万円以上)の70歳以上の医療費窓口負担を2割から3割へ引き上げ、療養病棟に入院する70歳以上の食費・居住費を保険給付から外し全額自己負担にする(以上は、2006年10月から実施された)、また、2008年度からは70歳から74歳の医療費窓口負担を現行1割から2割へ引き上げ、75歳以上の高齢者を対象とした新しい医療保険制度(「後期高齢者医療制度」)を創設するというものである。高齢者のみで築かれる医療制度では、現在扶養されていて保険料を払っていない高齢者からも保険料が徴収される。報告書作成段階では、法案は未成立だったが、「改革後」の姿としての「給付と負担の見通し」の作成には成立したものとして反映された数字が示されている。

以上、ざっと書き上げてみたが、要は給付の抑制と負担増を図るということに尽きている。そして、それらのすべてが「持続可能な社会保障制度」のためなのであって、語られている「持続可能性」とは、給付と負担のバランス論ということになる。なるほど、給付と負担のバランスが取れば、ある種の「持続可能性」が確保されることは確かであろう。しかしながら、それではあまりにもお粗末であろう。そのことについては、後に詳しく論じるとして、ここでは、示される給付なり負担なりに「ごまかし」が含まれていることについて指摘しておきたい。社会保障給付の116兆円やその負担の114兆円という数字は何を意味しているのか、何を含み、何を含まないのか、に注意しなければ

ばならないのである。

「報告書」に添付されている「社会保障の給付と負担の見通し—平成18年5月—」（厚生労働省）には、「見通しの前提等(2)」として、次の文言が記されている。すなわち、「『給付』は、これまでの見通しと同様、以下のものは含まれていない。」として、「医療、福祉サービス等の自己負担（利用時一部負担）」、「医療、福祉等の施設整備のために直接支出された国庫や地方公共団体の補助金等」、「医療、年金等の保険者又は地方公共団体等の事務処理に要する人件費等の費用、地方公共団体の単独事業の費用等」をあげている。次に、「『負担』は、これまでの見通しと同様、『公費』は所要額であり、『保険料』は法定の料率（厚生年金等）又は給付等に要する料率（医療等）である。」というのである。

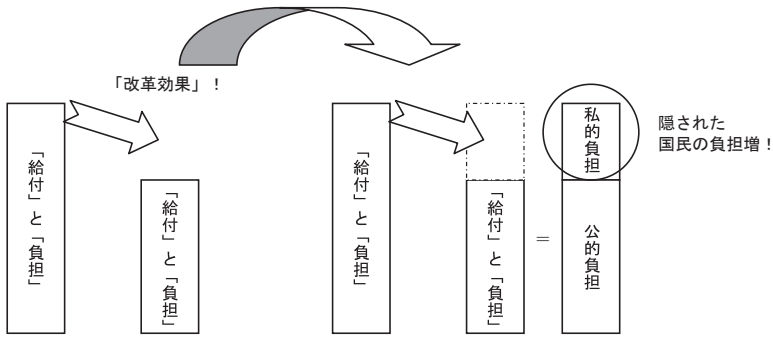
これらの注意書きは何を意味しているのか。見通しで示されている「給付」と「負担」とは、実際に社会保障に係る費用や負担の全てを反映したものではないということなのである。どういうことか。

「医療、福祉サービス等の自己負担（利用時一部負担）」を例にとって考えてみよう。病気になり医者にかかるとする。かかった医療費の3割を窓口で支払う。その場合は、医療保険で支出される7割分の医療費のみが「給付」に計上され、3割の自己負担分は「給付と負担」には一切含まれることはない。3割負担分以外に差額ベッド代を払っても、それは私たちの感覚では立派に医療費ではあっても、「社会保障の給付」に計上される医療費ではないし、「社会保障の負担」にもならない。保育料しかり、施設利用料しかりである。

この間の「改革」で、例えば介護保険での食費・居住費が保険給付から外され利用者負担に回されたが、それはどうなるのか。保険で支払われる金額のみが「給付」であるから、「改革」の成果として「給付」は減る。では、利用者負担が増えた分は「負担」に含まれるのかと言えばそうではない。「負担」とは、あくまで減った保険給付をまかなうために集められる「負担」なのであって、私たちが支払った自己負担分は「社会保障の負担」には一切含まれないのである。

すなわち、「改革後の姿」で示される「社会保障の給付と負担」には、実際

図3 社会保障の「給付」と「負担」の欺瞞性



(出所) 筆者作成。

の社会保障をまかなうために支払われている私たちの自己負担は含まれていないのである。これで、「社会保障制度を将来にわたり持続可能なものとしていくため」の「給付と負担」の見直しといえるのか。そんな欺瞞は許されない(図3)¹。

この視点で今一度、「見通しの前提等(2)」で記されている「給付」と「負担」から除外されているものを眺めてみてほしい。施設整備に支出される国庫や地方公共団体の補助金。医療、福祉等の事務処理に要する人件費の費用。地方公共団体の単独事業の費用。何をか言わんや、である²。

この方式を用いれば、「社会保障の給付」を減らし「社会保障の負担」も減らすための「持続可能な社会保障改革」はいとも簡単に実現できることになる。

¹ 「社会保障の給付と負担」における欺瞞性は、「国民負担率」をめぐる欺瞞性と共通のものである。すなわち、「国民負担」とは公的負担に他ならず国民が「私的」に個人や企業が負担する分は含まれていないにもかかわらず、「国民負担」を減らそうとのかけ声のもとで国民の負担軽減を目指しているかの格好を示しつつ、国民が実際に負担している私的負担分の増大については見て見ぬ振りを決め込むやり方である。このあたりの事情については、小沢『福祉社会と社会保障改革—ベーシック・インカム構想の新地平—』(高学出版、2002年)の「I 企業中心社会と社会保障改革 第2章 国民負担から見た社会保障改革」を参照のこと。なお、この本では「II ベーシック・インカム構想と福祉社会の展望」に関心が寄せられているが、わが国における社会保障改革について論じた「I 企業中心社会と社会保障改革」も是非読んでいただきたい。

社会保障の公費支出とそれをまかなうための負担をどんどん減らす「改革」を行っていけばいいのである。「社会保障の給付と負担」統計に示される数字からはじき出された私たちの個人負担がいかに増え、地方自治体の負担がいかに増えようとも知ったものではない。

「給付と負担のバランス」論で示される「持続可能な社会保障」とは、このようにお粗末極まりないものなのである。

2. 「持続可能性」の条件

さて、話を進めよう。いわば小手先のごまかしにすぎない「給付と負担のバランス」論はさておき、根幹となる制度設計における「持続可能性」について「報告書」はどのように考えているのであろうか。

「社会保障制度を将来にわたり持続可能なものとしていくため」に「報告書」が打ち出した「今後の社会保障制度の在り方」とは何か。「我が国の福祉社会は、自助、共助、公助の適切な組み合わせによって形づくられるべき」であり、「自ら働いて自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持するという『自助』が基本となり、「これを生活のリスクを相互に分散する『共助』が補完し、「自助や共助では対応できない困窮などの状況に対し、所得や生活水準・家庭状況などの受給要件を定めた上で必要な生活保障を行う公的扶助や社会福祉などを『公助』として位置づける」としている。

こうした「自助」、「共助」、「公助」の組み合わせのうち社会保障制度が担う部分はどこか。明らかに「自助」ではない。「共助」と「公助」である。そのうち、「共助」というのは「生活のリスクを相互に分散する」ということで社会保険方式

² 報告書では、「将来見通し」には含まれていないこれらの諸経費についても言及し、「社会保障は上記経費が給付費と一体で達成されるもので、今後の議論の際はこれらも含めて示すべきとの意見」があった、と指摘してはいる。これら諸経費はもとより、国民の私的負担を含めた、真の意味での国民の負担の全体像を反映した統計データを示してこそ、社会保障の給付と負担をめぐる国民的議論がはじめて可能となることを銘記すべきである。

となる。そして、「自助」や「共助」では対応できない困窮などを税金投入などによる「公助」が受け止めるというのである。しかも、「公助」が受け止めるにあたっては、ご丁寧に「所得や生活水準、家庭状況などの受給要件を定めた上で」と厳しく選別するということが述べられている。

どうであろうか。ここで示されているのは現行の社会保障制度の基本的考え方と何ら変わるものではない。「社会保障制度を将来にわたり持続可能なものにしていく」と記されていたことは、現行制度が「持続可能」であることを宣言していることなのであった。とすれば、語られている「持続可能性」は先に見たようにお粗末な「給付と負担のバランス」論のみということになる。

今、求められていることは何か。現行の社会保障制度の持続可能性を問い直し、持続可能ではないとするならば、今後の持続可能性を確保する制度設計がどうすればできるのかについて検討することが求められているのである。

現行制度の持続可能性を問い直す視点から、戦後の社会保障制度を振り返ってみよう。

報告書が言うように「自ら働いて自らの生活を支え」というのは資本主義社会における生活原理である。そして、働いて得た賃金から万一のリスク(高齢、疾病、失業など)発生に備えて社会保険料を支払って社会保険に加入する。そうして社会保険に加入していれば、リスクが発生したときの生活保障は万全となる。もちろん、働き口が安定して得られること、しかも、生活できるだけの賃金水準が保障されることが必要となる(完全雇用と雇用の安定、そして生活賃金)。加えて、保険給付の額が、従前所得や保険加入期間に比例するとなれば、より高い賃金で長く働き続けようとの労働意欲を生むことにもなる。この意味で、社会保障制度の当否は雇用、労働が鍵を握ることになる。

もう一つ、制度の当否の鍵を握るのは家族である。稼ぎ手として賃金を得るために働きに行く男性を、家にいて支える女性の存在である。この「稼ぎ手としての男性と専業主婦としての女性」とが夫婦となり、「夫が妻と子どもたちを扶養する」家族の安定が戦後の社会保障制度を支えたのである。社会保障制

度は「稼ぎ手男性モデル」の「標準家族」をベースとして運用され、税制（個人所得課税）においても配偶者控除、配偶者特別控除、老人扶養控除、特定扶養控除などが次々に成立・積み上げられてきた。家族を扶養する納税者たる男性稼得者の担税力（税負担能力）を減らさないようにとの配慮からである。

こうした労働ならびに家族における「安定」に支えられながら、戦後の社会保障制度が機能し続け、日本経済の発展に寄与することとなった。

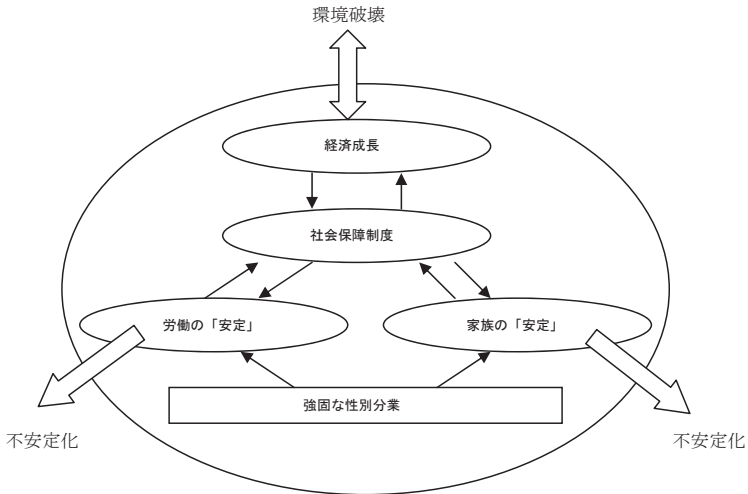
戦後日本の経済発展の鍵を握ったと言われる日本型経営あるいは日本型雇用慣行も、この文脈で理解される。日本型経営の三種の神器といえば、年功序列、終身雇用、そして企業別労働組合であるが、大企業の正規従業員を中心とした労使の運命共同体的関係の形成を通じて、労働者（被用者）とその家族に「安定」した生活保障を提供しつつ働く者のエネルギーを企業の成長活力として吸収することに成功したことが日本経済の発展につながったのである。

男女間の性別分業の社会的形成を背景に、家族機能の「安定」を担った女性が男性労働者の「労働」を支え、男性労働者（稼ぎ手）が家族を扶養する。この関係をもとに社会保障制度や税制が築かれていくとともに、社会保障制度や税制がこの関係をより強くする。この作用と反作用。これに、企業による従業員への福祉供給が加わって、労働者とその家族の企業への依存関係、運命共同体的関係が強まる。こうした企業福祉に、女性に担われた家族における福祉供給が加味することで、社会保障水準の低さが補完されながら、一路経済成長へと進んでいくことが可能となったのである。さらに、経済発展は所得や税収の向上を通じて、社会保障の財政基盤を強化し、また労働と家族の「安定」にも寄与するという「好循環」が成立する（図4）。

こうした意味で、これまでの社会保障制度の「持続可能性」が担保されたのであった。

もちろん、こうした「持続可能な好循環」であっても、そのシステムでは「対応できない困窮などの状況」が生まることは避けることができない。病気や障害などで働けないときもある。皆が大企業に働けて、企業福祉の恩恵を受ける

図4 戦後社会保障制度の「持続可能性」の条件と限界



(出所) 筆者作成。

わけではない。家族が崩壊するときもある。そうしたとき「必要な生活保障を行う公的扶助や社会福祉など」が出番となる。しかしながら、その出番はあくまで例外なのであって、自立自助（「自助」）ならびに社会保険への加入（「共助」）が基本であるため、「所得や生活水準・家庭状況などの受給要件」が設けられ厳しい審査が待つことになる。経済成長も地球環境への多大なる負荷を与え続けて実現しうるものである。

「持続可能な社会保障制度」を目指したとされる「報告書」が言う「今後の社会保障制度の在り方」が、現行の制度の基本的考え方と何ら変わるものではないこと、そして、これまでの社会保障制度の「持続可能性」が、特定の労働のあり方によるある種の「労働の安定性」と特定の家族のあり方によるある種の「家族の安定性」に依存したものであり、環境に大きな負荷を与える経済成長に依存したものであったこともお分かりいただけよう。

そして、いま、こうした「持続可能性」の条件がことごとく揺らいでいる。「完全雇用」の破綻、非正規雇用の増大、リストラの横行と失業の増大などに

よる雇用の不安定化。家族の多様化、結婚を選択しない人たちの増加。地球環境に負荷を与えない持続可能な経済発展への転換などなど。この現実を直視して、「持続可能な社会保障制度」の構築を目指していかなければならない。「報告書」にはこの視点が欠落している。図4で言えば、円からはみ出た「労働」、「家族」、「環境」の新たな変化に対応して「持続可能性」をもった社会保障制度を構想することが求められているのである。

こうして、BIの検討に進むことになる。

3. 「労働」、「家族」、「環境」の変化に対応した制度としてのBI

BI構想とは、生活維持に最低限必要な所得をすべての個人に無条件に支給しようとする所得保障の構想であるが、近年の「格差社会」の深刻化やワーキングプア（働く貧困者）への注目などから、日本においてもBIへの関心はますます高まってきている³。このBIはいかに「持続可能な福祉社会」を切り開くのか。

まず確認したいことは、BIが社会保障のうちの所得保障部分に関わった構想であるということである。社会サービス、すなわち社会保障の現物給付部分の構想は別途検討されなくてはならない。所得保障を担うBIがナショナルな制度として構想され、地域における分権化された社会サービス構想がローカルな制度として構想されるであろう⁴。この点、BI論に社会サービス構想が含まれていないことを取り上げて、BIが社会サービスを解体して現金給付に一本化する「所得一元化」の構想であると誤解、曲解することだけはくれぐれも避けていただきたい⁵。

³ 直近では、『海外社会保障研究』No.157、2006年12月がBI特集を組み、『現代思想』Vol.34、No.14、2006年12月も特集「自立を強いられる社会」の中で立岩真也、白石嘉治、堅田香緒里、山森亮らがBIを論じている。また、政界でも2004年11月に参議院本会議ならびに厚生労働委員会でBI論議が行われた。

⁴ 残念ながら現時点では「地域における分権化された社会サービス構想」について提示できるものを持ち合わせていない。今後の課題とさせていただきます。

さて、BIは先に見た図4の円からはみ出た「労働」、「家族」、「環境」の新たな変化に対応した社会保障制度として構想される。新たな変化への対応として留意したいこと、それは「労働の人間化」、「個の自立にもとづく多様な家族形成と両性関係」、「環境との調和」である。こうして築かれる社会保障制度の上に、何者かに強制されるのではなく、自由な人生設計を豊かに選択できる人間の生活がすべての人に保障されていく。

「労働の人間化」。これは、BIの本質的特徴である「労働」と「所得」の切り離しから生じる。

現状は、人間の生命力の発現である「労働」に、支払われる労働（賃労働）と支払われない労働という線引きが行われ、前者の賃労働にのみ価値を見いだし、後者の労働はいくら人々に役に立ち社会的に有用なものであっても評価されることはない。それは稼いだ賃金で自前で生活を維持するという資本主義社会の生活原理から生まれてくる。賃労働に就けない者、働こうとはしない者、働いても自前で生活できるだけの所得を稼げない者などは一人前とは見なされない。生活のために否が応でも労働に就かなくてはならない。労働市場で激しい生存競争が繰り広げられ、はじき出され傷つき、あるいははじき出されまいとしがみつくと。

このような事態から抜け出して、労働の尊厳を取り戻し、多様な人間労働の価値を尊重する社会を築いていく。賃金の性格は、個々人の人生設計上の選択肢が拡大するなかで、いっそうの生活向上や意欲ある労働への対価としての性格に変化する。いやいや働くことはなくなり、資本から相対的に自立した距離

⁵ もちろん、BIは資本主義ともまた社会主義とも親和的に語られることもあり、とくに資本主義と親和的に語られる場合、社会サービスを解体する「所得一元化」論としてBIを主張する見解は登場しうるが、そのことはBIの懐の深さ、多義性を意味しているのであり、BIの本質から導き出されるものではないのである。こうしたBIの「右でも左でもない」性格は、むしろ、「人間の生活と資本主義社会の生活原理の矛盾」の発展が必然的に呼び寄せた「人間の生活を支える社会システム」がBIであることを意味している（拙稿「これからの社会保障とベーシック・インカムの可能性」『経済科学通信』no.112、2006年12月）。

を働く者は手に入れる。

「個の自立にもとづく多様な家族形成と両性関係」。これは、BIがすべての個人への無条件な給付であることから生じる。

家族の安定を取り戻すからといって、「女性よ家庭に帰れコール」はするものではない。男性と女性を、成人したら結婚し子どもを生み育むという「標準家族」の枠に無理やり押し込むべきではない。男性の肩に「稼ぎ手」である重荷と女性の肩に「専業主婦」であり扶養される存在としての烙印を押しつける性別分業型の家族イデオロギーから個々人を解き放つのである。そのうえで、自立した個どうしが向き合い家族を形成するもよし、しなくてもよし。

そして、「環境との調和」。それは、BIの本質的特徴である「労働」と「所得」の切り離しから生じる。

「豊かな生活」を目指して勤労意欲をしゃにむに刺激しながら、経済成長による国民所得の増大とその再配分と与ってきた従来の生産主義的な社会保障は環境に多大なる負荷を与えるものであった。それに対して、「労働」はひとまず置きまづは生活を維持するための所得を保障するBIは、「働け働けコール」とは無縁であり、「働く自由、働かない自由」を保障しながら、「環境」と調和したゆとりある労働と生活の実現に寄与するのである。仕事に追われる労働至上主義、「企業中心社会」による「働き過ぎ社会」からの脱却は、後に述べるアメリカ的生活様式に象徴されるような消費主義をあおり立てる生活スタイルからの脱却と手を携えて、「環境にやさしい持続可能な経済発展」に導く。

以上、BIは「労働」、「家族」、「環境」の新たな変化に対応しうる社会保障制度足りうることを示している。

ただし、BIを導入したらこれらすべてが「自動的に」実現されると言うのではない。

例えば、「個の自立にもとづく多様な家族形成と両性関係」について言えば、BIが提供するの男性と女性の双方が経済的に自立しうる基盤だけであり、BIそのものには男女間の性別分業を解消させる効果を期待することはで

きない。そうすると、性別分業にもとづいて築き上げられた「企業中心社会」など社会経済システムや社会保障制度を根底から変革することに結実せず、逆に、所得を保障することによって女性の就労を妨げ家庭内の地位に女性を押しとどめることにもなりかねないとの批判が寄せられるかもしれない。

しかし、それでよいと考える。BIにすべてを期待するのは無理というものであろう。この問題について言えば、女性を家庭に縛り付け就労を阻害している現行制度から女性を解き放つ効果だけで十分であり、性別分業のあり方を含め、多様なライフスタイルを選び取る自由は各人に委ねられるべきと考える。

「環境との調和」についても、BIが積極的に「環境との調和」を図るシステムを持っている訳ではない。環境に負荷を与えるような経済成長至上主義的な生産主義的「働けコール」とは縁のない所得保障システムであるということなのである。

要は、これまでの制度が「労働」、「家族」、「環境」の諸側面で、労働を無理強いし、性別分業型家族形成とその下での生き方を無理強いし、環境破壊を無理強いする制度であったのに対して、BIは「労働」、「家族」、「環境」の新たな変化に対応した「無理強いしない」いわば中立的な制度であり、人間が自由に生活を行って社会を形成することを下支えする新たな公共政策と言えよう。

BIのこうした中立的な性格が、自由主義者、保守主義者であれ、社会主義者であれ、フェミニストであれエコロジストであれ、思想や立場の違いを越えて、BIへの賛否が入り混じり合う状況を生みだしている一つの事情となっていると考える⁶。とすれば、BI導入の最大の障害が政治的合意形成の難しさにあるとの指摘が行われるなか⁷、こうした「無理強いしない」中立的な性格は導入に向けた国民的合意形成に好材料を提供することになるとも言うるかもしれない。

⁶ もう一つの事情は、注5を参照。

⁷ Offe, C., "Pathways from Here", in Van Parijs, P., *What's Wrong with a Free Lunch?*, Beacon Press, 2001.

「労働の人間化」、「個の自立にもとづく多様な家族形成と両性関係」、「環境との調和」をより強力に押し進めるには、BIを含んださまざまな政策パッケージを準備することが必要なのである⁸。

4. BIは持続可能か？

次に、BIの持続可能性についての検討に移ろう。「はじめに」で述べた「すべての者に所得を保障すると働かない怠け者が増え、勤労所得に財源を求めているBI構想は破綻する、すなわち持続可能ではない」というBI批判を念頭に論じていきたい。

BI導入によって人は働かなくなるのかどうか。確かなことは、働かない者を含め賃労働のみではなく多様な労働に従事する者は確実に増えることになろう。それが目的の一つだからである。だが、筆者の試算している月額8万円では⁹、「贅沢」はできないため生活向上を求めて働く者がなくなることは考えられない。どれほどが働くことを止め、どれほどが稼ぎを得るために働き続けるのか、はっきりと示すことは不可能である。無責任だと言われるかもしれないが、そうとしか言えない。このことを確かめるには、社会実験が必要であろう。あるいはオフフェの言うように、人々の意識や行動の変化を確かめながら漸進主義的に、学習を通じて行きつ戻りつしながら徐々に導入していくことが求められよう¹⁰。いずれにしても、いまの「働き過ぎ社会」は抑制されることになろう。

⁸ フィッツパトリックは、BIが福祉の民営化と結びついて導入される場合と高い水準の最低賃金制と結びついて導入される場合とでは全く異なった影響が生じると述べ、最低賃金、広範囲の育児関連給付、男性と女性の労働時間の再編成、機会均等、同一賃金、均等待遇の諸制度とともにBIが政策パッケージとして導入されるべきだと論じている。(Fitzpatrick, T., *Freedom and Security; An Introduction to the Basic Income Debate*, Macmillan Press, 1999, p.70, p.174 [(邦訳) フィッツパトリック『自由と保障—ベーシック・インカム論争—』勁草書房、2005年、pp.82-83、p.200]。

⁹ 前掲拙著、終章を参照。

とすれば、次に問題となるのは、減少するかもしれない勤労所得に対応した財源の減少（の可能性）をどう考えるかということになる。これについては、財源論と消費論で検討してみたい。

財源論で言えば、筆者の構想している所得税以外に、環境税、相続税、消費税、法人税などさまざまな財源が考えうる。

筆者がなぜ所得税に BI の財源を求めるのかは、新たに富を生み出すのが労働であるとの理解があるからである。拙著で示したように、月額 8 万円を日本に居住する 1 億 2000 万人に支給しようとするときに要する費用は 115 兆円であり、給与所得総額 223 兆円（2002 年度）に対し約 50% の単一の比例課税で調達する試算は¹¹、膨大な費用と 50% という高い税率であるかにも見えながらも、実際のところは十分受容可能なものであるが¹²、そこで示唆しておいたように、試算から外しておいた企業の社会保障負担（1999 年の事業主負担額は 28.4 兆円）部分や企業福祉に要している法定外福利費（実状としては法定福利費の約 3 分の 1）部分も利活用可能であるし、キャピタルゲインへの課税や相続税、贈与税などの課税を強化することで BI 財源を補足すれば、所得総額の減少が生じたとしても対応は可能となろう。相続税の課税強化については、BI 支給によって人生のスタートラインにおける各人の機会均等を保障していることにより説明がつく。

ところで、ロバートソンのように、「人類共有の基本財産」である自然資源の利用に財源を求め BI を「環境税」で調達するという考え方も、「富」の理解、ならびに「人間が加えた価値」に課税するのか、それとも「人間が引き出した

¹⁰ Offe, op.cit.、田村哲樹「熟議民主主義とベーシック・インカム—福祉国家『以後』における『公共性』という観点から—」『早稲田政治経済学雑誌』No.357、2004 年も参照。

¹¹ 現在、個人所得税制の所得控除によって所得総額 223 兆円のうち非課税が 126 兆円にもほり課税所得は 97 兆円に過ぎないが、BI によって個人の所得を保障するため所得控除は不要となる。

¹² 前掲拙著、終章を参照。

価値」に課税するののかという課税原則の整理次第で可能であろう¹³。この場合は、人間が「労働」によって新たに生み出す所得が減少したとしても、BI財源の「持続可能性」には影響は及ばない。

ただし、自然資源から「人間が引き出した価値」に課税する場合、資源の使用と汚染の減少が税収の減少をもたらす危惧について検討しておくことが求められることになる。この点について、ロバートソンは住民自身の自主的な地域力を向上させることによる公的な財政支出削減とBI支給とを結びつけることによる解決策を提示している¹⁴。

こうした財政支出削減とBIとの関係性を視野に入れておくことは、BIの「持続可能性」を検討するにあたって重要である。とくに、BI支給の無条件性や社会保障と税制との統合・簡素化の効果は、現行の所得制限付き福祉給付やミーンズテストを要件とする公的扶助の維持に係る行政費用のかなりの部分を不要なものとし、また社会保険の徴収に要する膨大な費用を削減することとなる。これらもBIが切り開く財政支出削減＝「小さい政府」効果であり、「持続可能性」に資するものである¹⁵。

以上、財源論ならびにBI効果としての財政支出削減について検討してきた。次に、消費論から見たBIの「持続可能性」について考えたい。

BI支給額はどのように決定されるか？ 最低限、生活に必要な所得額である。では、その生活に必要な所得はどのように決定されるのか？ もし、その

¹³ Robertson, J., *Transforming Economic Life; A Millennial Challenge*, Green Books for The Schumacher Society, 1998 (邦訳『21世紀の経済システム展望』石見他訳、日本経済評論社、1999年)。現時点での筆者の考えは、「人間が加えた価値」への課税が適切であるとの理解である。

¹⁴ *Ibid.*, p.50 (邦訳、同上書、p.70)。

¹⁵ BIに要する費用が巨額であるため、ややもすればBIが「大きな政府」の系列で整理されることがあるが、通例「大きな政府」という場合、財政規模の大きさだけでなく、中央官僚機構の権力性の大きさも含んだ意味合いで使われることがあるのに対して、BIは集められる財政規模としては大きいものの官僚による権力的介入を排除する「自立性」を有しており、地方分権的な社会サービス構想と整合性を有していると考える。

金額が無際限の消費欲求の向上によって、標準的とされる「見苦しくない生活水準 The Standard of Decency」¹⁶ が引き上げられるならば、BI支給額も際限なく引き上げられることになってしまう。これでは、持続可能性もあったものではない。

ところが、BI導入は賃労働の呪縛から解き放たれて得られる自由時間の拡大を通じて、消費（浪費）欲求を刺激し続けるアメリカ的生活様式の消費社会状況から抜け出す方向へと大きく社会の舵を取ることも可能となる。したがって、BI必要額はBI支給により低減する可能性を内包しているということになるのである¹⁷。このような脱アメリカ的生活様式を志向するスローライフ的な「減速生活」を醸成する可能性を内包したBIは、消費論から見た「持続可能性」を有していると言いうるものと言えよう。

おわりに

以上、戦後「福祉国家」の社会保障制度が有していた「持続可能性」（「労働の『安定』」、「家族の『安定』」そして「経済成長」）が破綻するなか、「労働」、「家族」、「環境」の新たな変化に対応した「人間生活を支える新たな公共政策」としてのBIの「持続可能性」について検討を加えてきた。「持続可能な福祉社会」を目指すナショナルな所得保障制度としてのBI構想は大きな可能性を有している。引き続き、検討を進めていきたい。

(おざわ・しゅうじ)

¹⁶ Veblen, T., *The Theory of the Leisure Class*, Transaction Publishers, 1992(Originally published in 1899 by Macmillan Company) (邦訳『有閑階級の理論』小原敬士訳、岩波文庫、1961年)。ここでは、ヴェブレンの用法から採ったが、このDecency概念はA. スミスの「見苦しくない生活」からヴェブレンを経てJ. ショアや国連関係機関の文書(国連開発計画の『人間発達報告書』)、さらにはILO(国際労働機関)現事務局長ソマヴィアが1999年の就任以来打ち出している「ディーセント・ワーク Decent Work」にも引き継がれているものであり、「人間的尊厳をもった人並みの働き方と生き方」としてDecent Work and Life論を展開することの意義は大きいのではないかと考えている。

¹⁷ こうした「もう一つの労働と所得の関係論」については、前掲拙著参照。